

第121回 定時株主総会 招集ご通知

【日時】

2021年6月24日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

【場所】

愛知県清須市西堀江2288番地
当社名古屋工場 第5会議室

【目次】

第121回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3

添付書類

事業報告	7
連結計算書類	25
計算書類	27
監査報告書	29
株主総会参考書類	35
第1号議案／剰余金の処分の件	
第2号議案／取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件	
第3号議案／監査等委員である取締役1名選任の件	
第4号議案／取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	

AICA

アイカ工業株式会社

証券コード：4206

株 主 各 位

証券コード 4206

2021年6月3日

愛知県清須市西堀江2288番地

アイカ工業株式会社

代表取締役 小野 勇 治
社長執行役員

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 愛知県清須市西堀江2288番地 当社名古屋工場 第5会議室

3. 会議の目的事項

- 【報告事項】**
- 1.第121期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第121期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）計算書類報告の件

【決議事項】 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.aica.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した対象の一部であります。
 - ①事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
 - ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
 - 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.aica.co.jp/>）に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <http://www.aica.co.jp/> アイカ工業

新型コロナウイルス感染症の予防および拡散防止のため、以下のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ① マスクのご着用、会場に設置してある消毒液のご使用、会場の入口にて非接触体温計による検温のご協力をお願いいたします。
ご協力いただけない場合、ご入場をお断りする場合がございます。
- ② 無料送迎バスの運行は取り止めさせていただきます。
- ③ 株主総会終了後の株主懇親会は中止とさせていただきます。
- ④ お土産の配布を取り止めさせていただきます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は下記ウェブサイトにてお知らせいたします。
<http://www.aica.co.jp/>

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



株主総会開催日時 2021年6月24日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

当日ご欠席の場合



①郵送（書面）による議決権の行使の場合

行使期限 2021年6月23日（水曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

②インターネットによる議決権の行使の場合

行使期限 2021年6月23日（水曜日）午後5時まで

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権の行使に際しては、次頁を必ずご確認ください。

 議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことでスムーズにお手続きいただけます。

機関投資家の皆様へ

(株)ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（書面）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ④ インターネットによる議決権行使は、2021年6月23日（水曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

① パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

② スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記「2. ① パソコン、携帯電話による方法」にて議決権行使を行ってください。
*QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2021年6月23日（水）

午後5時まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る



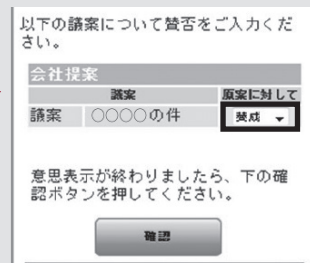
議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

3. 各議案の賛否を選択



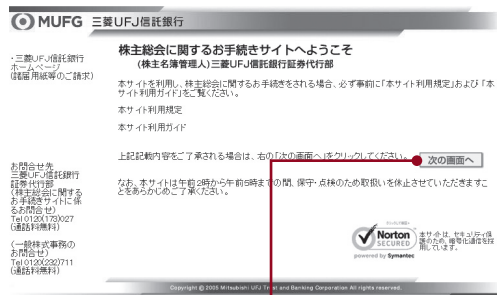
画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は…
右頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

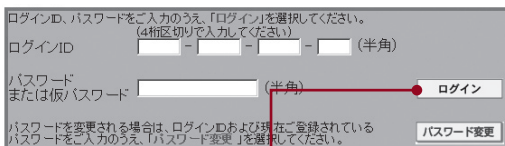
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側) に記載された「ログインID」および「仮パ スワード」を入力



「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワ ード(確認用)」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



(QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。)

ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (ヘルプデスク)

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く経営環境は、日本国内においては、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の後退から持ち直しの動きも見られましたが、感染の再拡大により再び経済活動が一部制限されるなど、先行き不透明な状況が続きました。また、アジア・オセアニア地域の経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直した中国やベトナムは緩やかな回復基調で推移したものの、インドネシアやタイでは依然として厳しい状況が継続しています。

国内建設市場は、雇用・所得環境に対する先行き懸念もあり、住宅着工全体は減少しましたが、下半期において持家に回復の動きが見られました。非住宅関連では、景気の先行き不透明感から、店舗、工場、ホテル、医療・福祉施設などの着工面積が減少し、全体としても前年を下回りました。

このような経営環境の下、当社グループは、中期経営計画「C&C2000」の方針に基づき、社会課題の解決に貢献する商品群の拡充、次世代を担う注力分野の育成、アジア・オセアニア地域における接着剤やメラミン化粧板の販売強化などを推進いたしました。また、グループ一丸となって業務改革を推進し、生産効率の向上、各種コスト削減などに努め、下半期においては利益改善効果が現れました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高174,628百万円（前年同期比8.8%減）、営業利益17,991百万円（同13.7%減）、経常利益18,438百万円（同13.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益10,759百万円（同15.5%減）となりました。

セグメントの業績については次のとおりであります。なお、セグメント間の内部売上は除いております。

■化成品セグメント

接着剤系商品は、国内においては、木工・家具向け汎用接着剤、施工用接着剤、集成材用接着剤などが低調で売上が前年を下回りました。海外においては、中国やベトナムなどでは新型コロナウイルスの影響から持ち直しましたが、インドネシアでは影響が長期化しており、売上が減少しました。

建設樹脂系商品は、外装・内装仕上塗材「ジョリパット」が前年を上回り、橋梁・土木用の補修・補強材が好調に推移したものの、工場・倉庫向けの塗り床材が低迷し、売上が減少しました。

非建設分野への取り組みとして注力している機能材料事業につきましては、国内会社においては、電子機器関連用途のUV樹脂は前年を上回りましたが、自動車用ホットメルトや紙・粘着剤・繊維用途のアクリル・コンパウンド製品、化粧品用の有機微粒子が低迷し、前年を下回りました。エバモア・ケミカル・インダストリー社につきましては、主力製品のシューズおよびスポーツウェア向けのウレタン樹脂や家具などの塗料向け架橋剤が低迷し、前年を下回りました。

このような結果、売上高は90,446百万円（前年同期比13.0%減）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は7,109百万円（前年同期比12.5%減）となりました。

■建装建材セグメント

メラミン化粧板は、国内においては、抗ウイルスメラミン化粧板「アイカウイルテクト」が好調でしたが、大都市圏を中心とした店舗需要の低迷などが影響し、前年を下回りました。海外においては、インドやインドネシアで売上が低迷しましたが、当連結会計年度より連結業績に組み入れたウィルソナート各社やアイカHPLトレーディング社が寄与し伸長しました。全体としても売上を伸ばすことができました。

ボード・フィルム類は、汎用的なポリエステル化粧合板が低迷し、前年を下回りました。

メラミン不燃化粧板「セラール」は、教育施設での需要を順調に獲得するとともに、抗ウイルスメラミン不燃化粧板「セラールウイルテクト」が売上を大幅に伸ばしましたが、首都圏需要低迷の影響を受けて、全体としては売上が前年を下回りました。

不燃建材は、多機能建材「モイス」が耐力面材用途での販売好調により、また、アクリル樹脂系塗装けい酸カルシウム板「ルナライト」が医療・福祉施設や教育施設での販売好調により、それぞれ伸長しましたが、押出成形セメント板「メース」が低迷し、前年を下回りました。

カウンター・ポストフォーム商品は、学校や公共施設向けで好調なポストフォームカウンターや天然石の代替品としてキッチン・洗面カウンター需要を獲得した高級人造石「フィオレストーン」が伸長しましたが、戸建て住宅や集合住宅向けのキッチン対面カウンター「バリューエッジカウンター」が低調で、全体として売上が前年を下回りました。

建具・インテリア建材は、住宅向けの洗面化粧台「スマートサニタリー」が好調で売上を伸ばしましたが、住宅向けの建具が低調で、前年を下回りました。

このような結果、売上高は84,182百万円（前年同期比3.9%減）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は13,751百万円（前年同期比13.4%減）となりました。

企業集団のセグメント別売上高

セグメント	(前連結会計年度) 第120期 (2020年3月期)		(当連結会計年度) 第121期 (2021年3月期)	
	金額	構成比	金額	構成比
化成品	103,945百万円	54.3%	90,446百万円	51.8%
建装建材	87,555百万円	45.7%	84,182百万円	48.2%
計	191,501百万円	100.0%	174,628百万円	100.0%

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の総額は6,113百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・当社 基幹システム (IT投資)
- ・海外連結子会社 化成品および建装建材生産設備

② 重要な固定資産の売却、撤去、減失

生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または減失はございません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資、社債発行等による資金調達はございません。

(4) 対処すべき課題

国内経済は、新型コロナウイルス感染症の収束時期や景気の先行きなどが依然として不透明な状況であります。また、為替の変動、原材料価格の上昇の影響にも留意する必要があります。

国内建設需要は、住宅着工は徐々に回復すると見込まれますが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や、雇用情勢の悪化などにより、回復のスピードは緩やかなものとなり、前年度比で微増と予測されます。非住宅建設市場は徐々に回復の動きがみられる見通しですが、先行きは不透明な状況です。

アジア・オセアニア地域の経済は、緩やかな回復がみられ、日本国内市場と比較すると高い成長率が期待できますが、しばらくは不透明な状況が続くと予想されます。なお、利益面においては、原材料価格が上昇した場合や新興国通貨に対して円高が進行した場合には、収益を圧迫する懸念があります。

このような経営環境の下、当社は、2021年4月、2023年度（2024年3月期）を最終年度とする3カ年の新中期経営計画「Change & Grow 2400」を策定いたしました。

本計画では、当社グループの強みである「化学」と「デザイン」の力を活用し、豊かな社会の実現に貢献する独創性のある商品をつくり出すことで持続的に成長することを目指しています。そして、持続可能な企業グループである為に、さらに利益基盤の強化に注力してまいります。また、社会のサステナビリティに注目が集まる中、企業の社会的責任がより重視される事業環境に鑑み、財務と非財務を統合した経営計画とすべく、マテリアリティ（重要課題）を更新し、これを本計画に組み込むことで経営基盤を強化してまいります。当社グループは、本計画の基本方針を確実に実行し、変化に強い企業体質を整え、より一層の企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層ご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

① 財務目標

	21/3期	24/3期
効 率 性 ROE 10%を目標 資本を効率的に運用し利益を創出する	8.1%	10%を目標
成 長 性 海外+機能材料事業売上高*1 強みを活かした成長市場を獲得する	812億円	1,150億円
課 題 解 決 AS商品売上高*1 *2 社会課題を解決し国内市場でもシェア拡大を志向する	155億円	210億円
経 常 利 益 240億円	184億円	240億円
売 上 2,400億円 社会に提供した価値の総量	1,746億円	2,400億円

※1 連結消去前単純合算売上高

※2 AS商品：AICA Solution商品の略。様々な社会課題（インフラ老朽化・高齢化・環境・安全・人手不足など）を解決する商品

② 基本方針

① 成長事業の創出・拡大 ●AS商品*2の拡販 ●非建設分野向け事業の拡大 ●海外の成長 用途・事業領域の拡大 シナジーの創出拡大、R&D機能の強化
② 利益基盤の強化 ●物流網、販路の最適化 ●営業基盤強化、ブランド構築 ●自動化、コストダウン、生産効率アップ、生産基盤の最適化
③ 上記を支える経営基盤の強化 ●ガバナンスの強化 ●気候変動問題への対応 ●人材育成、組織強化 ●DX推進 ●品質保証 ●労働安全

変化に強いアイカへ

(5) 財産および損益の状況の推移

項 目	期 別	(当連結会計年度)			
		第118期 (2018年3月期)	第119期 (2019年3月期)	第120期 (2020年3月期)	第121期 (2021年3月期)
売上高	(百万円)	163,726	191,363	191,501	174,628
経常利益	(百万円)	19,600	21,249	21,333	18,438
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	11,996	13,316	12,732	10,759
1株当たり当期純利益	(円)	183.76	203.95	195.01	164.79
総資産	(百万円)	189,626	191,025	206,439	207,363
純資産	(百万円)	132,616	136,116	146,221	150,505
1株当たり純資産額	(円)	1,880.13	1,936.87	1,994.03	2,064.24

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数により、また、「1株当たり純資産額」は期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末現在の発行済株式総数については、自己株式数を控除しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第119期から適用しており、第118期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

3. 第121期末において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第120期の総資産の金額および純資産の金額については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
アイカインテリア工業株式会社	75百万円	100.00%	建装建材製造
アイカハリマ工業株式会社	72百万円	100.00	建装建材製造
西東京ケミックス株式会社	60百万円	100.00	工業薬品・化学品等の販売
アイカテック建材株式会社	450百万円	100.00	建装建材製造販売
アイカインドネシア社	3,950千US\$	48.71	化成品・建装建材製造販売
テクノウッドインドネシア社	3,300千US\$	78.18	建装建材製造
昆山愛克樹脂有限公司	5,700千US\$	100.00	化成品製造
瀋陽愛克浩博化工有限公司	1,100千US\$	50.00	化成品製造販売
アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社	145,628千SGD	100.00	アジア太平洋地域における化成品の製造販売(持株会社としての統括管理)
エバモア・ケミカル・インダストリー社	993,880千TWD	50.10	化成品製造販売
アイカ・アジア・ラミネーツ・ホールディング社	1,158,000千THB	100.00	アジア太平洋地域における建装建材の製造販売(持株会社としての統括管理)
アイカ・ラミネーツ・インドシア社	808,000千INR	95.67	建装建材製造販売
アイカ・ラミネーツ・ベトナム社	547,965百万VND	83.33	建装建材製造販売
ウィルソナート・タイ社	348,900千THB	51.00	建装建材製造販売
ウィルソナート上海社	12,000千US\$	51.00	建装建材製造販売
ウィルソナート・オーストラリア社	15,309千AU\$	100.00	建装建材製造販売

(7) 主要な事業内容

セグメント	主 要 製 品
化 成 品	外装・内装仕上塗材、塗り床材、各種接着剤、有機微粒子、他
建 装 建 材	メラミン化粧板、化粧合板、室内用ドア、インテリア建材、カウンター、収納扉、不燃化粧材、押出成形セメント板、他

(8) 主要な営業所および事業所

① 当社の主要な営業所および工場

本 社		愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋26階
本店所在地		愛知県清須市西堀江2288番地
開発拠点	名古屋 R & D センター	愛知県清須市西堀江2288番地
	甚目寺第一 R & D センター	愛知県あま市上萱津深見24番地
	甚目寺第二 R & D センター	愛知県あま市上萱津深見24番地
	福島 R & D センター	福島県岩瀬郡鏡石町深内町46番地26
	伊勢崎 R & D センター	群馬県伊勢崎市富塚町1021番地1
	茨城 R & D センター	茨城県古河市大和田1778番地
	丹波 R & D センター	兵庫県丹波市柏原町下小倉960
生産拠点	名古屋工場	愛知県清須市西堀江2288番地
	甚目寺工場	愛知県あま市上萱津深見24番地
	福島工場	福島県岩瀬郡鏡石町深内町46番地26
	伊勢崎工場	群馬県伊勢崎市富塚町1021番地1
	茨城工場	茨城県古河市大和田1778番地
	丹波工場	兵庫県丹波市柏原町下小倉960
	広島工場	広島県三原市下北方一丁目11番1号
主要な営業拠点	札幌支店（北海道）、仙台支店（宮城県）、東京支社（東京都）、埼玉支店（埼玉県）、横浜支店（神奈川県）、千葉支店（千葉県）、北関東支店（群馬県）、名古屋支店（愛知県）、静岡支店（静岡県）、北陸支店（石川県）、大阪支店（大阪府）、神戸支店（兵庫県）、広島支店（広島県）、四国支店（香川県）、福岡支店（福岡県）、鹿児島支店（鹿児島県）	

②主要な子会社

国内	アイカインテリア工業株式会社（本社：愛知県）
	アイカハリマ工業株式会社（本社：兵庫県）
	西東京ケミックス株式会社（本社：東京都）
	アイカテック建材株式会社（本社：東京都）
海外	アイカインドネシア社（インドネシア共和国 西ジャワ州）
	テクノウッドインドネシア社（インドネシア共和国 西ジャワ州）
	昆山愛克樹脂有限公司（中華人民共和国 江蘇省）
	瀋陽愛克浩博化工有限公司（中華人民共和国 遼寧省）
	アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社（シンガポール共和国）
	エバモア・ケミカル・インダストリー社（台湾 南投市）
	アイカ・アジア・ラミネーツ・ホールディング社（タイ王国 バンコク市）
	アイカ・ラミネーツ・インディア社（インド共和国 ニューデリー）
	アイカ・ラミネーツ・ベトナム社（ベトナム社会主義共和国 ドンナイ省）
	ウィルソナート・タイ社（タイ王国 サムットサーコーン県）
	ウィルソナート上海社（中華人民共和国 上海市）
ウィルソナート・オーストラリア社（オーストラリア連邦 シドニー市）	

(9) 従業員の状況

① 当社グループの従業員

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,796名	15名増

② 当社の従業員

従業員数	前期末比増減
1,228名	11名減

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入額に重要性がありませんので記載を省略しております。

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 116,577,000株
- (2) 発行済株式総数 67,590,664株
- (3) 株主数 5,558名
- (4) 1単元の株式数 100株
- (5) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,741 (千株)	10.33 (%)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,151	6.36
アイカ工業取引先持株会	2,279	3.49
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	1,791	2.74
アイカ工業株式保有会	1,565	2.40
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	1,545	2.37
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	1,342	2.06
住友生命保険相互会社	1,318	2.02
株式会社三菱UFJ銀行	1,300	1.99
大日本印刷株式会社	1,293	1.98

(注) 1.当社は、自己株式2,297千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2.持株比率は、自己株式2,297千株を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

① 新株予約権の数

251個

② 目的となる株式の種類および数

普通株式 25,100株 (新株予約権1個につき100株)

③ 保有状況

	名称	株主総会 決議日	取締役会 決議日	行使価額	行使期間	個数	保有者数
取締役	第3回 新株予約権	2008年 6月24日	2009年 5月8日	1株につき 1円	2009年5月27日から 2029年5月26日まで	8個	1名
取締役	第4回 新株予約権	2009年 6月23日	2010年 4月30日	1株につき 1円	2010年5月19日から 2030年5月18日まで	20個	2名
取締役	第5回 新株予約権	2010年 6月23日	2011年 4月28日	1株につき 1円	2011年5月17日から 2031年5月16日まで	47個	3名
取締役	第6回 新株予約権	2011年 6月23日	2012年 4月27日	1株につき 1円	2012年5月16日から 2032年5月15日まで	100個	4名
取締役	第7回 新株予約権	2012年 6月22日	2013年 4月30日	1株につき 1円	2013年5月17日から 2033年5月16日まで	76個	4名

(注) 1. 社外取締役の保有する新株予約権等はありません。

2. 当社は、2006年5月15日開催の取締役会において同年6月23日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。以降、2012年6月22日開催の第112回定時株主総会まで毎年、新株予約権を株式報酬型ストックオプション（取締役報酬額とは別枠で年額30百万円以内）として取締役に付与することをご承認いただいております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はございません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	小野 勇 治	
取締役 専務執行役員	百々 聡	財務統括部担当、情報システム部担当、業務統括部担当、 経営企画部長
取締役 専務執行役員	岩瀬 幸 廣	建装・建材カンパニー長、営業統括本部長
取締役 常務執行役員	大村 信 幸	機能材料カンパニー長
取締役 常務執行役員	森 良 二	建装・建材カンパニー副カンパニー長、同カンパニー技術担当、 同カンパニー生産統括部長、安全環境部担当
取締役 常務執行役員	海老原 健治	化成品カンパニー長、営業統括本部副本部長
取締役*	小倉 健 二	株式会社クレーボ社外取締役 弁護士
取締役*	清水 綾 子	石原総合法律事務所 シンクレイヤ株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社MTG社外取締役（監査等委員）
取締役 (常勤監査等委員)	岩田 照 徳	
取締役* (監査等委員)	片桐 清 志	
取締役* (監査等委員)	宮本 正 司	公認会計士 宮本正司公認会計士事務所所長 名糖産業株式会社社外取締役（監査等委員）

(注) 1.※は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2.当社は2020年6月23日開催の第120回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役 岩田照徳氏、小瀬村久氏、片桐清志氏および宮本正司氏は任期満了により退任し、このうち岩田照徳氏、片桐清志氏および宮本正司氏が監査等委員である取締役に就任しております。

3.当社は監査等委員会による監査・監督を強化し、取締役（監査等委員である取締役に除く。）からの情報収集、重要な社内会議における情報共有および内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、岩田照徳氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 監査等委員である取締役 宮本正司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当の知見を有するものであります。
5. 取締役 小倉健二氏、清水綾子氏、片桐清志氏および宮本正司氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 取締役 花村淑郎氏は、2020年6月23日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役の報酬等に関する事項

① 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年1月29日および5月14日の取締役会において、企業価値の持続的な向上を図る報酬体系を基本に、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

[1] 報酬の構成

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である月額基本報酬と、業績に応じて変動する業績連動報酬および株式報酬（ただし、株式報酬については2021年6月24日開催の第121回定時株主総会で第4号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が承認可決されることを条件とします。以下同じ）で構成されています。また、監査等委員である取締役および社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、月額基本報酬のみで構成されています。

(i) 基本報酬

取締役の基本報酬は月例の定額報酬であり、役職毎の基準額をベースに、外部公表されている他社の水準や会社の業績等を勘案し決定しております。

(ii) 業績連動報酬

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動報酬は、各事業年度の業績が確定した時点で、個別評価（S、A、B、C、Dの5段階）し、役職毎の基準額をベースに個別報酬を決定し年1回支給しております。個別評価は、連結・個別の売上高・利益（営業利益等）の伸び率、期首予算に対する達成率、担当業務の評価、中期経営計画進捗状況などを勘案し決定しております。

業績連動報酬の報酬総額に対する構成比率は15%から20%を目安に役割に応じて決定しております。なお業績連動報酬の報酬総額に対する構成比率は、上記指標の達成状況を総合的に勘案し15.9%となっております。

(iii) 株式報酬

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的に、年1回の付与を予定しております。株式報酬は譲渡制限付株式とし、役職毎の基準額をベースに会社の業績等を勘案し決定いたします。

[2] 取締役の評価

- (i) 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の個別評価は、代表取締役社長執行役員が行い、ガバナンス委員会において個別評価を含む、報酬額水準の妥当性を確認しております。
- (ii) 代表取締役社長執行役員の評価は、ガバナンス委員会において報告され評価プロセスや評価に対する考え方を確認することで、客観性や公正性を担保しています。

[3] 役員報酬の決定方法

取締役の報酬については、株主総会の決議により決定された報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会の授権を受けた代表取締役社長執行役員 小野勇治が上記算定方法に則り決定しております。

[4] 役員の報酬等の額の決定過程における活動内容

役員の報酬等の決定過程においては、社外取締役を中心に構成されるガバナンス委員会において会社業績と担当業務業績との割合や評価ランクと増減率との関係等について、成果および責任、客観性、透明性を高めるため意見交換を行っております。

[5] 報酬総額等を決議した株主総会の年月日および決議内容等

2020年6月23日開催の第120回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額370百万円以内（うち、社外取締役分は20百万円以内）とし、監査等委員である取締役の報酬限度額は年70百万円以内（うち、監査等委員である社外取締役分は20百万円以内）にすることをご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、8名（うち、社外取締役は2名）、監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）です。

また、この報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬額として2021年6月24日開催の第121回定時株主総会において、年額60百万円以内とする議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」を上程いたします。

【ご参考】

2021年1月29日時点の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(報酬構成)

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である月額基本報酬と、業績に応じて変動する業績連動報酬で構成されています。また、監査等委員である取締役および社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、月額基本報酬のみで構成されています。

なお、中長期の業績連動報酬については導入しておりませんが、検討事項として継続して審議しております。

(業績連動報酬)

業績連動報酬の報酬総額に対する構成比率は15%から20%を目安に役割に応じて決定しております。

当事業年度における取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬については、取締役を個別評価（S、A、B、C、Dの5段階）し、役職毎の基準額をベースに個別報酬を決定しております。なお、業績連動報酬の報酬総額に対する構成比率は15.9%となっております。

(取締役報酬の算定方法)

- (i) 取締役の基本報酬は、外部公表されている他社データの水準等を参考に、役職毎の基準額をベースに個別評価を実施し決定しております。
- (ii) 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の個別評価は、連結・個別の売上高・利益（営業利益等）の伸び率や期首予算に対する達成率、また担当業務の評価、中期経営計画進捗状況（ROE、海外売上比率等を含む）などを勘案し決定しております。
- (iii) 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の個別評価は、代表取締役社長執行役員が行い、社外取締役を中心に構成されるガバナンス委員会において個別評価を含む、報酬額水準の妥当性を確認しております。
- (iv) 代表取締役社長執行役員の評価は、ガバナンス委員会において報告され評価プロセスや評価に対する考え方を確認することで、客観性や公正性を担保しています。

(取締役報酬の決定方法)

取締役の報酬については、株主総会の決議により決定された報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会の授権を受けた代表取締役社長執行役員が上記算定方法に則り決定しております。

(取締役の報酬等の額の決定過程における活動内容)

取締役の報酬等の決定過程においては、ガバナンス委員会において会社業績と担当業務業績との割合や評価ランクと増減率との関係等について、成果および責任、客観性、透明性を高めるため意見交換を行っております。

(報酬総額等を決議した株主総会の年月日および決議内容等)

2020年6月23日開催の第120回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額370百万円以内（うち、社外取締役分は20百万円以内）とし、監査等委員である取締役の報酬限度額は年70百万円以内（うち、監査等委員である社外取締役分は20百万円以内）にすることをご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、8名（うち、社外取締役は2名）、監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）です。

②取締役および監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	277 (17)	233 (17)	44	—	9 (3)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	25 (11)	25 (11)	—	—	3 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14 (3)	14 (3)	—	—	4 (2)

(注) 上記には、2020年6月23日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名 (うち社外取締役1名) および監査役1名を含めております。なお、当社は2020年6月23日開催の第120回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	小倉健二	株式会社クレーボ	社外取締役	当社と株式会社クレーボの間には特別な関係はありません。
取締役	清水綾子	石原総合法律事務所	弁護士	当社と石原総合法律事務所、シンクレイヤ株式会社および株式会社MTGの間には特別な関係はありません。
		シンクレイヤ株式会社	社外取締役 (監査等委員)	
取締役 (監査等委員)	宮本正司	株式会社MTG	社外取締役 (監査等委員)	当社と宮本正司公認会計士事務所および名糖産業株式会社との間には特別な関係はありません。
		宮本正司公認会計士事務所	所長	
		名糖産業株式会社	社外取締役 (監査等委員)	

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会		監査役会／監査等委員会		ガバナンス委員会	
		出席回数／開催回数	出席率	出席回数／開催回数	出席率	出席回数／開催回数	出席率
取締役	小倉健二	14回／14回	100%	—	—	6回／6回	100%
取締役	清水綾子	10回／10回	100%	—	—	2回／2回	100%
取締役 (監査等委員)	片桐清志	14回／14回	100%	16回／16回	100%	6回／6回	100%
取締役 (監査等委員)	宮本正司	14回／14回	100%	16回／16回	100%	6回／6回	100%

(注) 1. 取締役 清水綾子氏は、2020年6月23日開催の第120回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしましたので、取締役会、ガバナンス委員会の開催回数が他の取締役と異なります。

2. 当社は2020年6月23日開催の第120回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

③ 取締役会・監査等委員会等における発言状況

- 取締役 小倉健二氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、経営全般の観点から助言・提言を行っております。また、ガバナンス委員会の委員長として同委員会の議事運営を行い、その結果を取締役に答申しています。

- 取締役 清水綾子氏は、主に弁護士としての専門的見地、および多様性の観点に基づき、助言・提言を行っております。また、ガバナンス委員会の委員として同委員会において適宜質問し意見を述べております。
- 監査等委員である取締役 片桐清志氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。また、ガバナンス委員会の委員として同委員会において適宜質問し意見を述べております。
- 監査等委員である取締役 宮本正司氏は、主に公認会計士としての専門的見地に基づき、助言・提言を行っております。また、ガバナンス委員会の委員として同委員会において適宜質問し意見を述べております。

④責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。同保険の被保険者の対象範囲は、当社の取締役および執行役員であり、当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。但し、故意または重過失に起因する損害賠償請求については填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

5 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
 (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 報酬等の額	64百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	104百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との監査契約において、会社法上に基づく監査と金融商品取引法上に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分していないため、当事業年度に係る報酬等の額にはその合計額を記載しております。
- 2.当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）である新収益認識に関する会計基準に係る助言・指導業務等の対価を支払っております。
- 3.上記の支払額のほか、当社は会計監査人と同一のネットワークに属する法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）であるコンサルティングの対価を支払っております。
- 4.当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
- 5.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社は、監査等委員会が会計監査人の独立性および専門性ならびに監査の実施状況に関しチェックリストを作成し、適切性を評価し、業務執行側と意見交換の上、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任の決議を行い、その決議に基づき会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

.....
 ◎本事業報告は次により記載いたしております。

- 1.記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2.記載株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
- 3.記載比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		174,628
売上原価		125,095
売上総利益		49,532
販売費及び一般管理費		31,541
営業利益		17,991
営業外収益		
受取利息及び配当金	531	
その他	1,493	2,024
営業外費用		
支払利息	138	
その他	1,438	1,576
経常利益		18,438
特別損失		
事業再構築費用		279
税金等調整前当期純利益		18,159
法人税、住民税及び事業税	6,467	
法人税等調整額	△ 296	6,171
当期純利益		11,988
非支配株主に帰属する当期純利益		1,228
親会社株主に帰属する当期純利益		10,759

●記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		98,636
売上原価		68,675
売上総利益		29,961
販売費及び一般管理費		17,862
営業利益		12,098
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,573	
その他	1,272	2,845
営業外費用		332
経常利益		14,611
税引前当期純利益		14,611
法人税、住民税及び事業税	4,360	
法人税等調整額	△ 133	4,226
当期純利益		10,384

●記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

アイカ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河嶋 聡 史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉浦 野 衣 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイカ工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイカ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がない

かどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

アイカ工業株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 河嶋 聡 史 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 杉浦 野 衣 ㊞
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイカ工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないか

どうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、アイカ工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第121期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、監査等委員会設置会社に移行する前の2020年4月1日から2020年6月23日（定時株主総会終結時）までの監査については、当時の各監査役が実施した監査内容を引継ぎ、その内容を確認のうえ当事業年度の監査報告といたしております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、グローバルガバナンス体制の構築並びに不祥事防止のための企業集団内部統制システムの整備と運用及びその実効性に関する監査を重点項目として設定し、会社の内部監査部門及び内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席する等して、意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

アイカ工業株式会社 監査等委員会

取締役常勤監査等委員 岩田 照徳 ㊟

社外取締役監査等委員 片桐 清志 ㊟

社外取締役監査等委員 宮本 正司 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

[期末配当に関する事項]

利益還元につきましては、株主の皆さまへの利益還元と会社の持続的な成長を実現するため、連結業績、配当性向および内部留保を総合的に勘案したうえで配当を行っていく考えであります。新中期経営計画「Change & Grow 2400」においては、連結配当性向50%を目処に安定的な株主還元を実施してまいります。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針ならびに過去の還元実績、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金58円 総額は3,787,009,022円

なお、中間配当金として1株につき49円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり107円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月25日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名全員の任期が満了となります。つきましては、意思決定の迅速化を図るため2名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の地位	取締役会への出席状況
① 再任	おの ゆう じ 小野 勇 治	代表取締役 社長執行役員	14回／14回 (100%)
② 再任	とう どう さとし 百々 聡	取締役 専務執行役員	14回／14回 (100%)
③ 再任	おお むら のぶ ゆき 大村 信 幸	取締役 常務執行役員	14回／14回 (100%)
④ 再任	え び はら けん じ 海老原 健 治	取締役 常務執行役員	14回／14回 (100%)
⑤ 再任 社外取締役候補者 独立役員	お ぐら けん じ 小 倉 健 二	取締役	14回／14回 (100%)
⑥ 再任 社外取締役候補者 独立役員	し みず あや こ 清 水 綾 子	取締役	10回／10回 (100%)

(注) 取締役 清水綾子氏は、2020年6月23日開催の第120回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしましたので、取締役会の開催回数が他の取締役に異なります。

候補者
番号

1

お の ゆう じ
小 野 勇 治**再任**

1956年8月24日生

所有する当社株式の数
65,610株**取締役会への出席状況**
14回/14回 (100%)**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1979年4月	当社入社
2000年4月	当社化成品開発第一部長
2002年10月	当社化成品カンパニー営業部長
2004年4月	当社化成品カンパニー副カンパニー長
2004年6月	当社執行役員
2004年10月	当社第二R&Dセンター長
2008年4月	当社化成品カンパニー長
2008年6月	当社取締役
2009年6月	当社常務取締役
2010年6月	当社代表取締役（現任） 当社取締役社長
2018年6月	当社社長執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

小野勇治氏は、当事業全般に関する豊富な知見を有しており、2010年以降は代表取締役として当社グループの構造変革と海外事業の展開を推進してまいりました。企業経営に関する幅広い知見を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的成長に適任であると判断し、取締役候補者としたしました。

とう どう さとし
百々 聡

再任

1957年8月16日生

所有する当社株式の数
27,259株取締役会への出席状況
14回/14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月	株式会社東海銀行入行
2003年3月	株式会社UFJ銀行蒲郡支店長
2007年3月	株式会社三菱東京UFJ銀行守口支社長
2009年4月	当社入社 当社総務部担当、財務企画部長
2009年6月	当社執行役員
2010年1月	当社総合企画部長
2010年6月	当社取締役
2013年4月	当社海外事業部長 西東京ケミックス株式会社代表取締役社長
2014年6月	当社常務取締役
2015年4月	当社財務統括部担当
2015年10月	当社経営企画部担当
2017年4月	当社財務統括部担当、物流部担当
2018年4月	当社業務統括部担当
2018年6月	当社取締役（現任） 当社専務執行役員（現任）
2019年4月	当社情報システム部担当
2020年3月	当社経営企画部長
2021年4月	当社建装・建材カンパニー長（現任）、営業統括本部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

百々聡氏は、特に経理財務に関する豊富な経験と知見を有しており、2010年以降は取締役として当社の経営に携わっております。2021年4月からは建装・建材カンパニー長として同事業を所管し、当社グループの企業価値向上と持続的成長に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

おおむらのぶゆき
大村 信幸**再任**

1964年4月7日生

所有する当社株式の数
21,701株**取締役会への出席状況**
14回/14回 (100%)**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1988年4月	三井物産株式会社入社
2003年10月	同社中部支社物資部物資室長
2008年6月	同社コンシューマーサービス事業第二本部長
2009年1月	当社入社 当社海外事業部副事業部長
2009年4月	当社海外事業部長
2009年6月	当社取締役
2011年4月	当社新規事業室長、法務監査室長、広報・IR室長
2012年12月	アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社取締役副会長
2015年4月	アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社取締役会長
2016年4月	当社化成品カンパニー海外事業管掌
2017年6月	当社常務取締役
2018年4月	当社化成品カンパニー長、営業統括本部副本部長
2018年6月	当社取締役（現任）、 当社常務執行役員（現任）
2020年4月	当社機能材料カンパニー長（現任）

【取締役候補者とした理由】

大村信幸氏は、特に海外事業に関する豊富な経験と知見を有しており、2009年以降は取締役として当社の経営に携わっております。2018年4月からは化成品カンパニー長として、2020年4月からは機能材料カンパニー長として同事業を所管し、当社グループの企業価値向上と持続的成長に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

え び はら けん じ
海老原 健治

再任

1967年4月15日生

所有する当社株式の数
11,350株

取締役会への出席状況
14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月	当社入社
2009年4月	当社R&Dセンター化学品開発部長
2010年10月	当社R&Dセンター甚目寺研究所長
2013年4月	当社R&Dセンター長
2015年4月	当社機能材料カンパニー長
2017年6月	当社執行役員
2018年6月	当社上席執行役員
2019年4月	当社常務執行役員 (現任)
2019年6月	当社取締役 (現任)
2020年4月	当社化成品カンパニー長 (現任)、 営業統括本部副本部長 (現任)

【取締役候補者とした理由】

海老原健治氏は、特に研究開発に関する豊富な経験と知見を有しており、2019年以降は取締役として当社の経営に携わっております。2015年4月からは機能材料カンパニー長として、2020年4月からは化成品カンパニー長として同事業を所管し、当社グループの企業価値向上と持続的成長に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

おぐら けんじ
小倉 健二**再任** 社外取締役候補者**独立役員**

1947年10月1日生

所有する当社株式の数
0株取締役会への出席状況
14回/14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年4月	ソニー株式会社入社
1988年10月	ソニー長崎株式会社取締役管理部長
1995年6月	ソニー国分株式会社取締役管理部長
1997年10月	エスティ・エルシーディ株式会社取締役管理部長
2002年6月	同社常務取締役
2003年6月	同社代表取締役副社長
2005年6月	同社代表取締役社長
2011年1月	Carrier Integration株式会社監査役 Wafer Integration株式会社監査役
2012年6月	株式会社クレーボ社外監査役
2014年6月	当社社外取締役（現任）
2015年6月	株式会社クレーボ社外取締役（現任）

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

小倉健二氏は、長年にわたり企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と見識を有しております。2014年以降は当社社外取締役として経営全般に関し客観的・中立的な助言をいただいております。グループの企業価値向上と持続的成長に適任であると判断いたしました。豊富な経験と高い見識を当社の経営の監督に活かし、ガバナンス委員会委員長として引き続きリーダーシップを発揮されることを期待し社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年であります。

*小倉健二氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

*小倉健二氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出ております。

*小倉健二氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

し みず あや こ
清水綾子

再任 社外取締役候補者

独立役員

1972年6月6日生

戸籍上の氏名

わたなべ あや こ
渡邊 綾子

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

10回/10回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1999年4月	弁護士登録 石原法律事務所(現 石原総合法律事務所)入所(現任)
2015年4月	愛知県弁護士会副会長 中部弁護士会連合会理事 愛知紛争調整委員会委員(現任)
2016年4月	名古屋市情報公開審査会委員(現任)
2017年4月	愛知県建設工事紛争審査会委員(現任)
2017年7月	司法委員(現任)
2018年1月	愛知県弁護士会紛争解決センターあっせん・仲裁人(現任)
2019年4月	株式会社MTG社外取締役(監査等委員)(現任)
2019年12月	名古屋テレビ放送株式会社オンブズ6委員(現任)
2020年4月	当社社外取締役(現任)
2020年6月	シंकレイヤ株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)
2021年3月	

【社外取締役候補者としての理由および期待される役割】

清水綾子氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な専門知識と経験を当社の経営の監督・監査に活かすとともに多様性の観点に基づき社外取締役としての助言をしていただいております。また、法的な観点から取締役会やガバナンス委員会への提言や助言を引き続き行っていただけることを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。

*清水綾子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

*清水綾子氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出ております。

*清水綾子氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者の選任が承認可決されますと、引き続き各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告23頁をご参照ください。

【ご参考】

当社は、当社の社外取締役が次の1から10のいずれにも該当しない場合に独立性があると判断いたします。

1. 現在および過去10年間において当社および当社連結子会社の業務執行者
2. 当社の会計監査人もしくはその社員
3. 取引金額が相手先の売上高の2%以上ある当社を主要取引先とする先もしくはその業務執行者
4. 取引金額が当社連結売上高の2%以上ある主要取引先もしくはその業務執行者
5. 当社から年間1000万円以上の寄付を受けている者
6. 当社から役員報酬以外に年間1000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等（当該財産を得ている者が法人・団体等である場合は、当該法人・団体の売上高の2%以上の受取が当社からある法人・団体等の業務執行者）
7. 当社の総議決権数の10%以上を保有する者
8. 過去3年間において上記2から7のいずれかに該当する者
9. 配偶者および2親等以内の親族が上記1から8のいずれかに該当する者
10. その他、当社一般株主との間に利益相反が生じるおそれのある者

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役岩田照徳氏は辞任いたしますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、森良二氏は岩田照徳氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

もり 森	りょう 良	じ 二	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
新任			
1959年9月29日生			
所有する当社株式の数 17,743株			
			1982年4月 当社入社
			2000年5月 当社化粧板生産部長
			2003年4月 当社建装材カンパニー生産統括部本社工場長
			2006年4月 当社建装材カンパニー生産統括部長
			2009年10月 当社化成品カンパニー生産統括部長
			2011年6月 当社執行役員
			2012年4月 当社建装材カンパニー生産統括部長
			2013年4月 当社建装・建材カンパニー生産統括部長
			2013年6月 当社上席執行役員
			2015年6月 当社取締役（現任）
			2016年4月 当社建装・建材カンパニー生産統括部本社工場長
			2018年4月 当社生産担当、購買部長
			2018年6月 当社常務執行役員
			2019年4月 当社購買部担当、安全環境部担当
			2020年4月 当社建装・建材カンパニー副カンパニー長、 同カンパニー技術担当、同カンパニー生産統括部長
			2021年4月 当社社長補佐（現任）、特命事項担当（現任）

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

森良二氏は、当社において長年にわたり建装建材および化成品の製造に携わり、2015年6月に当社取締役に就任後も事業全般の豊富な経験と知見を生かし当社グループの経営を担いました。今後はその経験と知見を活かし、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため、候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、候補者の選任が承認可決されますと、候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告23頁をご参照ください。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年6月23日開催の第120回定時株主総会において、年額370百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額60百万円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することと致します。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年2万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、当社の第121期事業報告18頁をご参照ください。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

株主総会会場のご案内

日時 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

会場 [当社名古屋工場第5会議室] 愛知県清須市西堀江2288番地 電話番号：052-400-5311



交通のご案内



お車でお越しの方は、名古屋工場の駐車場をご利用ください。

新型コロナウイルス感染症の予防および拡散防止のため、以下のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ① マスクのご着用、会場に設置してある消毒液のご使用、会場の入口にて非接触体温計による検温のご協力をお願いいたします。ご協力いただけない場合、ご入場をお断りする場合がございます。
- ② 無料送迎バスの運行は取り止めさせていただきます。
- ③ 株主総会終了後の株主懇親会は中止とさせていただきます。
- ④ お土産の配布を取り止めさせていただきます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

<http://www.aica.co.jp/>

